

2-3-2 車両の乗り入れ防止方法

1. 歩道上の不法駐車車両により車いす等の通行の妨げとなる可能性の高い場合には、乗り入れ防止用工作物の設置など、必要に応じて解説に示すような工夫をするものとする。^{【解説1】}
2. 「縁石」「乗り入れ防止用工作物」の構造は、「神戸市土木工事標準構造図集」^{参考 12} および「車止め柵（ボラード）設置基準」^{参考 13} によるものとする。ただし、沿道景観との調和等特別の理由がある場合には、その目的を十分考慮したうえで他の構造とすることができる。

狭い車道と狭い歩道で構成される道路等では、歩道へ片輪を乗り上げて駐車する車両が多い。

また、十分な歩道幅員がある道路等では、車両等が完全に乗り込んで駐車する場合もある。

このような歩行者等の安全な通行の妨げとなる違法駐車を防止することは重要だが、その方法により、かえって通行阻害となっている例も多いため、特に乗り入れ防止方法について規定した。

【解説1】乗り入れ防止用工作物の設置

(1) 一般

写真2-3-2に示すように、不法駐車車両により歩行者等の通行の妨げとなる状況がよく見受けられる。このため、歩道にかかる車両の駐車を防止し、車いすをはじめとした歩行者の安全で円滑な通行の確保を目的として、乗り入れ防止用工作物等の設置を行うことが重要であるが、その種類・形状については、歩道の有効幅員を勘案した上で、最も経済的な構造を選定することが必要である。ただし、特に、都市景観等に配慮する必要がある場合には、この限りではない。



写真2-3-2 片輪乗り上げ

表2-3-1 乗り入れ防止用工作物の例

場 所	一 般 部	切り下げ・乗り入れ部
方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・縁石 ・植樹帯、植樹柵 ・防止柵（ガードレール、歩行者横断防止柵） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部高い縁石 ・ボラード ・植栽柵

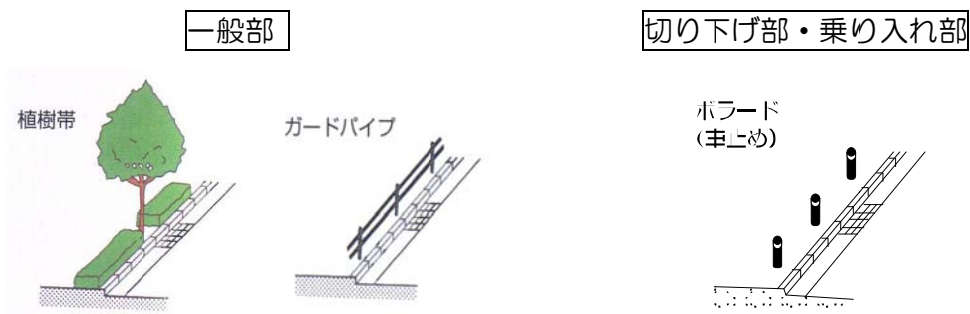


図2-3-2 乗り入れ防止用工作物の例

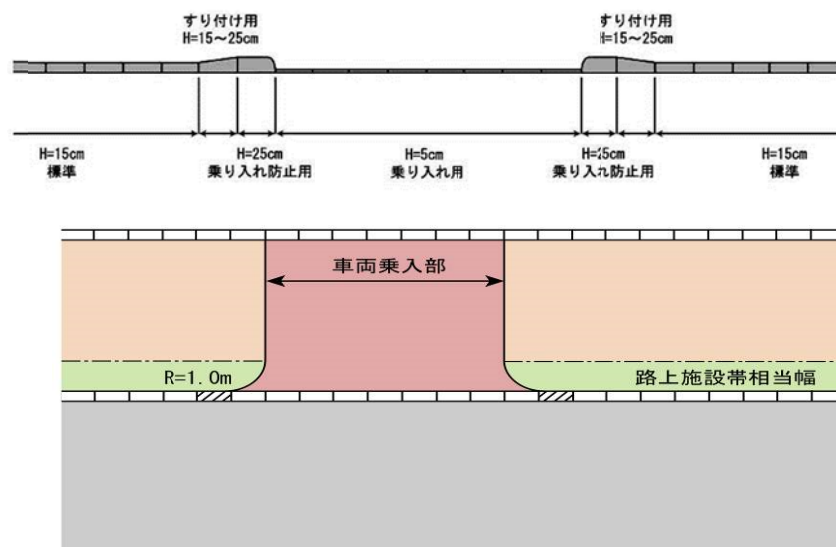


写真2-3-3 ボラードの設置例

(2) 狭幅員歩道

狭幅員歩道において車止め柵等を設置すると、それ自体が歩行者の通行障害となる可能性も十分に考えられる。このような場合には、「2-2 歩道等幅員」の解説2「図2-2-2」に示す方法を検討するとよい。

また、一例として、図2-3-3のように車両乗り入れ部前後で車道面に対する高さ25cmの縁石を設置することで乗り入れの防止を図ることも提案する。(マウントアップ形式は対象外)。



※すり付け縁石は1本使用とする

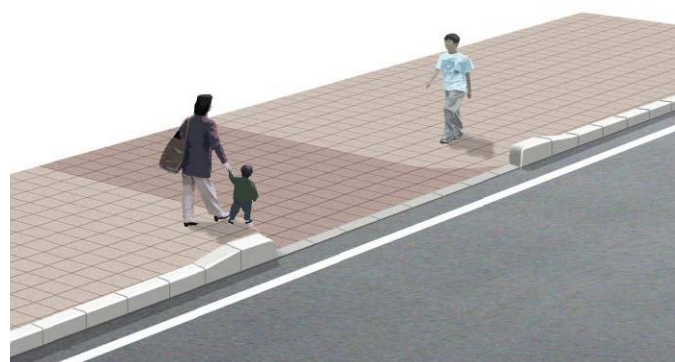


図2-3-3 (例) 歩道への車両乗り入れ防止構造のイメージ
(セミフラット形式歩道における乗り入れ部近傍)

(3) 広幅員歩道

広幅員歩道で車両等が完全に乗り込んで駐車し、歩行者等の通行の妨げになることを防止するために、車両乗り入れ部で横断方向にボラード等を設置しているケースがあるが、かえって、歩行者、自転車、車いす等の通行に支障をきたすばかりでなく、夜間での通行安全性を阻害するおそれがあるため、特別な事情がある場合を除いて、**横断方向へのボラード等の設置は行わないものとする。**



写真2-3-4 横断方向へのボラード等の設置例

(参考) 表2-3-2 乗り入れ防止用工作物の種類と特徴

工作物等の種類	車両用防護柵	歩行者自転車用柵(道路横断防止)	ボラード	植樹帯
主な目的	車両から歩行者を守り車が突っ込みやすい場所に設置	歩行者が道路を横断し車との交錯を守るために設置	車の歩道へ乗り上げや突っ込みを防止するために設置	前3項目を守りかつ道路緑化のために設置
歩道等幅員	通常の歩道幅員で対応できる	通常の歩道幅員で対応できる	通常の歩道幅員で対応できる	十分な歩道等の幅員が必要となる
標準高さ	60cm ~ 100cm	70cm ~ 80cm	80cm 以下	運転者の視認性を妨げない高さ
沿道状況	出入口等が多い場合連続性を失い十分機能しない恐れがある	出入口等が多い場合連続性を失い十分機能しない恐れがある	離散的に設置するため特に大きな影響はない	沿道状況に応じた設置計画が可能であり、さらに都市緑化等沿道環境にも優れている
コスト	材質により異なるが比較的安価	材質により異なるが比較的安価	材質により非常に高価となる場合がある	用地費により大きくコストが異なる
維持管理	比較的容易	比較的容易	比較的容易	伐採、清掃等他に比べて維持管理作業が多い
神戸市基準	高さ：70cm	高さ：85cm	高さ：70~85cm 外径：10~30cm	

(参考) 表2-3-3 ボラードの設置基準(神戸市)

基準の項目	基準の内容
品質	<ul style="list-style-type: none"> ◆鉄・ステンレス・アルミ合金・自然石その他十分な強度をもち、耐久性に優れ、維持管理が容易なもの ◆鋳または腐食が生じる材料は、JIS規格または同等以上の効果を有する方法により防錆・防食処理を施す
寸法	<ul style="list-style-type: none"> ◆路面からの高さ：70~85cm ◆路面からの埋め込み深さ：30cm 以上 ◆外径：10~30cm
設置間隔	<ul style="list-style-type: none"> ◆有効幅で3.0m 以上 ◆ボラード間を結ぶチェーン、ロープ等は使用しない

ボラードの設置基準の詳細については「車止め柵(ボラード)の設置基準」(神戸市建設局道路部工務課/H26.11) 参考¹³を参照